

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2019年2月

JBS Newsletter
2019年04月01日

Contents

税務法規

1. 個人所得税

- ▶ 「個人所得稅申告表の改訂に関する公告」(国家稅務總局公告[2019]7号) (“7号公告”)

2. 増值税

- ▶ 「税關特殊管理区域の企業に增值税一般納稅者資格を与える試験のさらなる拡大に関する公告」(国家稅務總局、財政部、税關總署公告[2019]6号) (“6号公告”)
- ▶ 「小規模納稅者による增值税専用發票の自主發行に係る試験範囲の拡大等の事項に関する公告」(国家稅務總局公告[2019]8号) (“8号公告”)

商務法規

- ▶ 「『外商投資獎勵產業目錄(意見募集稿)』の意見募集に関する公告」

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2019年02月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2019年 02月01日 第2019005号
- ▶ 2019年 02月15日 第2019006号
- ▶ 2019年 02月22日 第2019007号

Japan Business Servicesグループで、2019年02月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税务及投资法规速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1.個人所得税

- ▶ 「個人所得税申告表の改訂に関する公告」(国家税務総局公告[2019]7号) (“7号公告”)

概要

「中華人民共和国個人所得税法」及び同実施条例並びに関連規定に基づき、国家税務総局は2019年1月31日付で、改訂後の個人所得税申告表を公布した。これには、以下の附表が含まれる。

- ▶ 附表1: 「個人所得税基本情報表(A表)」は、源泉徴収義務者が全員全額源泉徴収申告¹を行う際に、所得を支払う自然人納税者の基本情報を記入するものである。「個人所得税基本情報表(B表)」は、自然人が直接に税務局で税務手続を行う際に、個人の基本情報を記入するものである。
- ▶ 附表2: 「個人所得税源泉徴収申告表」は、源泉徴収義務者が居住者個人または非居住者個人に各種の課税所得を支払い、個人所得税を源泉徴収する際の申告に用いられる。
- ▶ 附表3: 「個人所得税自主納税申告表(A表)」は、納税者が税務局で月ごと、またはその都度、自主納税申告を行う際に用いられ、以下の場合を含む。
 - ▶ 居住者個人が総合所得以外の所得を取得したが、源泉徴収義務者が源泉徴収をしていない場合
 - ▶ 非居住者個人が課税所得を取得したが、源泉徴収義務者が源泉徴収をしていない場合
 - ▶ 非居住者個人が中国国内で2か所以上から給与所得を取得した場合 等
- ▶ 附表4: 「個人所得税年度自主納税申告表」は、居住者個人が中国国内で総合所得を取得し、確定申告を行う際に用いられる。

- ▶ 附表5: 「個人所得税経営所得納税申告表」は、個人事業主、個人独資企業投資者、パートナーシップ企業の個人パートナー、請負・リース経営者個人及びその他の生産・経営活動に従事する個人が中国国内で経営所得を取得した場合の個人所得税の申告に用いられる。A表は実際所得課税方式で予定納税申告を行う場合、或いはみなし徴収方式で納税申告を行う場合、B表は実際所得課税方式で確定申告を行う場合、C表は中国国内で2か所以上から経営所得を取得し、年度合算納税申告を行う場合に、それぞれ用いられる。
- ▶ 附表6: 「パートナーシップ制ベンチャーキャピタル企業の単一投資ファンド計算方式に係る届出表」
- ▶ 附表7: 「単一投資ファンド計算を行うパートナーシップ制ベンチャーキャピタル企業の個人所得税源泉徴収申告表」は、単一投資ファンド計算の方法を選択するベンチャーキャピタル企業が、規定に従って年度の持分譲渡所得の源泉徴収申告を行う際に用いられる。

7号公告は2019年1月1日より施行され、当該公告に列挙された旧バージョンの申告表は同時に廃止される。

¹「中華人民共和国個人所得税法実施条例」第26条によると、全員全額源泉徴収申告とは、源泉徴収義務者が税金を源泉徴収した月の翌月15日までに、所得を支払った全員の関連情報、所得額、控除事項及び金額、源泉徴収税額の具体的な金額と総額及びその他の関連税務情報を所轄税務局に提出することを指す。

7号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4049750/content.html>

7号公告についての国家税務総局による公式解釈の全文は、次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c4049726/content.html>

2.増值税

- ▶ 「税関特殊管理区域の企業に増增值税一般納稅者資格を与える試験のさらなる拡大に関する公告」(国家税务总局、財政部、税關總署公告[2019]6号) (“6号公告”)

概要

国家税務総局、財政部及び税關總署は2016年10月14日付で国家税務総局、財政部、税關總署公告[2016]65号 (“65号公告”)を公布し、7ヶ所の税關特殊管理区域で、企業に増增值税一般納稅者資格を与える試験が開始された。その後、国家税務総局、財政部及び税關總署は2018年1月12日付で国家税務総局、財政部、税關總署公告[2018]5号 (“5号公告”)を公布し、当該試験の適用範囲をその他の17ヶ所の税關特殊管理区域まで拡大した。

65号公告及び5号公告に続き、2019年1月31日付で公布された6号公告により、当該試験の適用範囲はさらに24ヶ所の税關特殊管理区域まで拡大された。南通総合保税区、南京総合保税区、常州総合保税区、武進総合保税区、太原武宿総合保税区、泉州総合保税区、蕪湖総合保税区、贛州総合保税区、貴陽総合保税区、ハルピン総合保税区、黒龍江綏芬河総合保税区、杭州総合保税区、舟山港総合保税区、南寧総合保税区、長沙黄花総合保税区、海口総合保税区、漕河泾総合保税区、青浦総合保税区、金橋総合保税区、臨沂総合保税区、日照総合保税区、濰坊総合保税区、威海総合保税区、銀川総合保税区が含まれる。

65号公告によれば、増增值税一般納稅者の登記管理に関する規定の要件を満たす試験区域の企業は、試験区域の所在地の所轄税務局、税關に申請して試験企業となり、所轄税務局で増增值税の一般納稅者資格登記を行うことができる。なお、5号公告によれば、一般納稅者資格の試験企業となる申請を行ってから満36ヶ月が経った企業は試験対象から外れることができる。(5号公告については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2018年2月号を参照。)

6号公告は2019年2月1日より施行される。

6号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c292719/content.html>

5号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3256331/content.html>

6号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4046439/content.html>

- ▶ 「小規模納稅者による増增值税専用発票の自主発行に関する試験範囲の拡大等の事項に関する公告」(国家税务总局公告[2019]8号) (“8号公告”)

概要

民営經濟と小型企業の発展を支持し、納稅者による増增值税専用発票の発行、使用の利便性を向上させるために、国家税務総局は2019年2月3日付で8号公告を公布し、2019年3月1日から、増增值税専用発票の自主発行の試験対象となる小規模納稅者の範囲と増增值税発票の認証を取り消す納稅者の範囲を拡大することを決定した。

8号公告によれば、増增值税専用発票の自主発行の試験対象となる小規模納稅者は、従来の宿泊業、鑑定・コンサルティング業、建築業、工業、情報伝達、ソフトウェア及びITサービス業の納稅者から、リース及びビジネスサービス業、科学研究及び技術サービス業、居住者サービス、修理及びその他のサービス業の納稅者まで拡大される。

試験対象の小規模納稅者に増增值税の課税行為が発生し、増增值税専用発票の発行が必要となる場合、増增值税発票管理システムを利用し、自主的に増增值税専用発票を発行できる(ただし、試験対象の納稅者が取得した不動産を販売し、増增值税専用発票の発行が必要となる場合は、関連規定に従って税務局へ代理発行を申請しなければならない)。

また、「納稅信用A級の納稅者に係る増增值税発票の認証の取消に関する問題についての公告」(国家税務総局公告[2016]7号) (“7号公告”)により、納稅信用A級の増增值税一般納稅者は2016年3月1日から増增值税発票の認証が取り消されたが、8号公告に基づき、2019年3月1日以降は、増增值税発票の認証が取り消される納稅者の範囲が全ての一般納稅者まで拡大される。

一般納税者は増税税発票(増税税専用発票、自動車販売統一発票、有料道路通行費増税税普通発票を含む)を取得した後、自ら増税税発票の選択・確認プラットフォームを利用し、控除申告、輸出還付或いは代理還付に用いる増税税発票の情報を照会、選択することができる。

8号公告は2019年3月1日より施行される。先に公布された8号公告と一致しない法規は同時に廃止される(廃止される法規は8号公告を参照)。

8号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.sn-n-tax.gov.cn/portal/site/site/portal/snsw/nry.portal?contentId=E5EPOA1ZWQ76C58I81WQB7K5KWG5SO1&categoryId=DQCKYJODDOPZ81EFL8HECZSDXTM5LR5>

8号公告についての国家税務総局による公式解説の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c4070490/content.html>

7号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810765/n1990035/n1990067/c2185788/content.html>

商務法規

▶ 「『外商投資獎勵産業目録(意見募集稿)』の意見募集に関する公告」

概要

「企業に焦点をあて、ビジネス環境整備に関する政策の実施のさらなる推進に配慮することに関する通知」(国發弁[2018]104号)(“104号通達”)に基づき、国家発展改革委員会及び商務部は「外商投資産業指導目録」及び「中西部地域外商投資優勢産業目録」の改訂作業を行い、2つの目録を統合した上で、新たな「外商投資獎勵産業目録(意見募集稿)」(“意見募集稿”)を策定した。「意見募集稿」は、国家発展改革委員会及び商務部の公式サイトで2019年2月1日に公表され、2019年3月2日まで意見募集が行われた。(104号通達については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2018年11月号を参照。)

「意見募集稿」には次の2つの目録が含まれる。

- ▶ 「全国外商投資獎勵産業目録」は、国家発展改革委員会、商務部令[2017]4号により公布された現行の「外商投資産業指導目録」(2017年版)(“外商投資産業指導目録”)における獎勵類を改訂したものであり、各省(区、市)における外商投資に適用される。「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」(“ネガティブリスト”)が国家発展改革委員会、商務部令[2018]18号により公布された後、「外商投資産業指導目録」における制限類、禁止類はすでに廃止された。(「ネガティブリスト」の詳細については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2018年7月号を参照。)
- ▶ 「中西部地域外商投資優勢産業目録」は、国家発展改革委員会、商務部令[2017]33号により公布された現行の「中西部地域外商投資優勢産業目録」(2017年改訂)(“中西部目録”)を改訂したものであり、中西部地域、東北地域及び海南省における外商投資に適用される。外国投資者が中西部地域、東北地域及び海南省に投資する際には、「全国外商投資獎勵産業目録」及び「中西部地域外商投資優勢産業目録」における関連政策が適用される。

今回の改訂の全体的な方向性は、外商投資を奨励する範囲を拡大し、外商投資が行われる産業と地域の構造を最適化し、外商投資の安定的な成長を促進するということである。「全国外商投資獎勵産業目録」では、外国投資者が現代農業、先進製造業、ハイテク、現代サービス業等の分野により多く投資することを積極的に奨励している。「中西部地域外商投資優勢産業目録」は、地域の特性ある資源等の優位性を生かすことを重点としている。

「意見募集稿」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201902/20190202832681.shtml>

104号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-11/08/content_5338451.htm

現行の目録の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201706/20170602600841.shtml>

<http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201702/W020170217597636255061.pdf>

「ネガティブリスト」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201806/t20180628_890730.html

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

- | | | |
|---|---|---|
| <p>▶ 北京</p> <p>大谷 光尋
監査
+86 10 5815 4569
mitsuhiro.otani@cn.ey.com</p> <p>鍋島 正知
監査
+86 10 5815 4253
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com</p> <p>上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ 大連</p> <p>秋山 大輔
監査
+86 411 8252 8999
daisuke.akiyama@cn.ey.com</p> <p>▶ 上海</p> <p>高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p>八幡 正博
監査
+86 21 2228 4652
masahiro.yawata1@cn.ey.com</p> <p>鯉沼 里枝
監査
+86 21 2228 3976
rie.koinuma@cn.ey.com</p> <p>星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p>山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com</p> | <p>江 海峰
金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com</p> <p>石川 翔太
金融
+86 21 2228 4006
shota.ishikawa@cn.ey.com</p> <p>坂出 加奈
税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p>小島 圭介
税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p>丸山 直也
法務
+86 21 2228 8346
maruyama.naoya@eychenandco.com</p> <p>久保田 順一
TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ 広州</p> <p>長内 幸浩
監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p>穴井 宏明
監査
+86 20 2881 2888
hiroaki.anai@cn.ey.com</p> <p>石澤 晶宗
税務
+86 20 2881 2712
masamune.ishizawa@cn.ey.com</p> | <p>▶ 深圳</p> <p>小島 慎一
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com</p> <p>▶ 香港</p> <p>重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p>柿本 啓太
監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p>田所 謙史
監査
+852 2846 9623
satoshi.tadokoro@hk.ey.com</p> <p>吉田 薫
監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p>稲葉 宏和
金融
+852 2629 3046
hirokazu.inaba@hk.ey.com</p> |
|---|---|---|

► 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

崔 虹

税務

hong.cui@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マークツ本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバー ファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より 詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com。

© 2019 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版権所有

APAC No. 03008203

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務 その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切な アドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

